福島市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年 3月28日 令和 3年 4月 1日改定 令和 6年 3月28日改定 福島市農業委員会

第1 基本方針(基本的な考え方)

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市の農地は、中央部は平坦で田畑地帯が連なり、北部および北西部は果樹地帯として、リンゴ、モモ、ナシの特産地となっている。また、南部及び南西部は水田地帯となっており、吾妻山系から流れる水は、これらの田畑をうるおし、荒川、松川、摺上川となって市を南北に縦貫する阿武隈川に注いでいる。それぞれの地域により農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

本市の農業は農業従事者の高齢化や担い手不足が進んでおり、福島市農業委員会としては、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化などを図るため、「地域計画」(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。)第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。)に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上の観点から、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下、「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「遊休農地の発生防止」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の推進」が一体的に進んでいくよう、福島市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を下記のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する福島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する福島市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

- 1. 遊休農地の発生防止・解消について
- (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
令和5年3月 実 績	7, 025ha	365ha	5. 2%
令和11年度 目 標	6, 571ha	3 4 1 ha	5. 2%

- (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法
- ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について
- ○農業委員会は、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の 促進を図っていくことが求められていることから、管内を7つの区域に分け、農業委員及び推進 委員の連携により農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調 査(以下「利用状況調査」という。)を実施し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消及び違反転 用発生防止対策等について取り組む。

調査時期については、8月から10月を「農地パトロール」と位置づけ、広報紙により調査の趣旨を周知し、農業者に協力を呼びかける。なお、従来から利用状況調査の中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

利用状況調査終了後、農地所有者に対し、農地法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)を実施し、その意向を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに農業委員会サポートシステムに反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

- ② 農地中間管理機構との連携について
- ○利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。
- ③ 非農地判断について
- ○利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非 農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1)担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
令和5年3月 実 績	6, 660ha	2, 588ha	38.9%
令和11年度 目 標	6, 230ha	4, 673ha	75.0%

- (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法
- ① 「地域計画」の策定・目標達成に向けた取組みについて
- ○農業委員会として、農業委員や推進委員が地域の話し合いの場へ出席し農地の効率的な利用に資する情報の提供などの協力を行い、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の策定・目標達成に向けた取組みを進める。
- ② 農地中間管理機構等との連携について
- ○農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等について農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- ③ 農地の利用調整と利用権設定について
- ○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い 手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。
- ④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱いについて
- ○農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を 通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。
- (3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人)	新規参入者数(法人)
令和5年3月 実 績	26人	5法人
令和11年度 目 標	161人	3 5法人

注1:新規参入者数については、令和5年度から目標年度までの累計値

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 関係機関との連携について
- ○県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借り入れ 意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む)を把握し、積極的に支援する。
- ② 新規就農フェア等への参加について
- ○市、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就 農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。
- ③ 農業委員会のフォローアップ活動について
- ○新規参入の相談があった場合には、県、市、農協等関係機関と情報を共有し、農業委員及び推進 委員が農地をあっせんするなど、地域で円滑に就農できるようアドバイスする。
- ○農業委員及び推進委員は、新規参入者(個人、法人)の地域の受入条件の整備を図るとともに、 後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

福島市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、福島市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力